

令和5年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和5年9月11日（月）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和4年度由仁町健全化判断比率の報告
 - 4、令和4年度由仁町資金不足比率の報告
 - 5、令和4年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和4年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和4年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第 1号 由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例の制定について
- 9 議案第 2号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 3号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 5号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 6号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 15 議案第 8号 ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事請負契約の締結について
- 16 議案第 9号 町民プールの指定管理者の指定について
- 17 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 18 会議案第1号 議員派遣について
- 19 意見書案 第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 20 意見書案 第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 21 意見書案 第3号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書について
- 22 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長 9番 後藤篤人君
1番 浮田孝雄君
3番 東 貴之君
5番 野市裕司君
7番 中村隆浩君

副議長 8番 早坂寿博君
2番 加藤重夫君
4番 大畠敏弘君
6番 佐藤英司君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	高	根	健	太
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和5年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 早坂君、1番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月7日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として令和4年度決算認定議案2件、条例の制定案1件、令和5年度各会計補正予算案5件、組合規約の変更1件、工事請負契約の締結1件、指定管理者の指定1件、人事案1件の計12件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案3件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計5件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から第10号については単独上程といたします。認定第1号、第2号は一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問については本日1日目、11日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、11日は日程第1から日程第16まで、2日目、15日は残りの日程として付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月11日から15日までの5日間とすることで意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの5日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和5年度6月分、7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和4年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度由仁町健全化判断比率の報告の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和4年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度由仁町資金不足比率の報告の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、5の令和4年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(後藤篤人君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和5年第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、道央廃棄物処理組合焼却施設についてであります。道央廃棄物処理組合焼却施設につきましては、現在順調に工事が進められ、工場の外観はほぼ完成し、プロント工事や計量棟の建設、駐車場などの外構工事も計画どおり進められているところであります。

す。7月末までの進捗率は74%となっており、本年は植栽を除く工事をおおむね完成させ、12月から試運転を開始する予定となっております。また、昨年組合において公募型プロポーザル方式により焼却施設の管理運営事業者を選定するための委員会を設置し、これまで応募事業者によるプレゼンテーションやヒアリングが行われ、近日中に日立造船株式会社北海道支社を代表企業とする特別目的会社、道央環境テクノロジー株式会社と20年間の長期包括的委託契約を締結する見込みとなっております。今後は運営準備を進め、12月からの試運転を経て、来年4月の供用開始を目指してまいります。

第2点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。5月8日から全国的に開始されました令和5年春開始接種は、65歳以上の方と5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方などを対象にオミクロン株対応ワクチンの追加接種を進めてきたところであります。今月1日、現在のワクチン接種状況であります。オミクロン株対応ワクチンの追加接種につきましては1,461人、1月1日現在の総人口に対する割合は30.5%であります。そのうち65歳以上が1,363人で、66.9%の方が接種を終えたところであります。現在のワクチン接種は今月19日までとなっておりますが、20日からは生後6か月以上の全ての方に対して感染の主流でありますオミクロンXBB.1系統の株に対応したワクチンを接種する令和5年秋開始接種を開始する予定であります。当町におきましては、ワクチンの供給見通しを踏まえ、今月22日から65歳以上の方と5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、その他重症リスクが高いと医師が認める方などを優先して、町内医療機関における個別接種を開始する予定としております。また、集団接種につきましては、接種に必要なワクチン量が確保され次第12歳以上の対象者にワクチン接種の意向確認調査を行い、その調査結果を踏まえながら、これまでと同様に接種日時と会場を指定して、接種券を郵送する予定となっております。今後も接種を希望する皆さんが確実に接種することができるようしっかりと準備を行い、適切に対応してまいります。

第3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は、3月に入り気温が平年に比べて高かったことから、雪解けが早く、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稻につきましては、6月上旬は日照不足により生育に遅れが見られたものの、その後は平年を上回る高温が続いたことにより生育が進み、空知農業改良普及センター空知南東部支所による9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと平年より13日早く進んでいるところであります。また、農林水産省が公表した8月15日現在の作況は北海道でやや良と発表されたところですが、由仁町米麦改良協会が8月29日に行った稔実調査では、稔実もみ数は平年を7%下回る1平方メートル当たり2万6,543粒となっております。次に、畑作物につきましては、干ばつ等の影響で作物によって差はありますが、生育はおおむね順調に進んでおります。秋まき小麦につきましては、干ばつ傾向と葉にさび色をした斑点ができる赤さび病の発生が一部で見られたことにより、収量については平年を下回る結果となりました。そらち南農業協同組合によりますと、製品単収は7.4俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましては、生育は順調に推移し、製品単収は平年を上回る5.7俵、品質につきましては全量1等となる

見込みであります。食用バレイショにつきましては、生育期間中の高温、干ばつの影響により一部のほ場で小玉傾向であるものの、収量は平年並みの見込みであります。種バレイショにつきましては、球数が多く、また規格内の正品の割合が多くなっております。干ばつの影響により表皮への病気の発生が懸念されますが、収量は平年を上回る見込みであります。なお、共選は食用バレイショが7月28日から、種バレイショが10月1日から開始の予定となっております。てん菜につきましては、葉数、葉っぱの数であります、根周、根の大きさであります、これら2つにつきましては平年並みであります、草丈は平年をやや上回っております。生育はおおむね順調に進んでおりますが、一部で葉に茶色の斑点ができる褐斑病の発生が見られております。大豆につきましては、着莢、さやのつき方あります、その数及び子実の肥大はよく、草丈も平年を上回っており、特に大粒品種のとよまどかの生育は平年より7日早く進んでおります。タマネギにつきましては、6月までは順調な生育でありましたが、その後の高温、干ばつの影響により一部の品種で収量が平年を下回る見込みであります。水稻の収穫作業は過去に例がない早さで始まっておりますが、猛暑の影響で腹白、乳白粒、胴割れ粒の発生が懸念されております。今年も豊作を期待し、いずれの農作物につきましても収穫作業が順調に終わることを願うところであります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の古山第2墓地線道路改築工事は8月9日に着工し、現在工事の準備中で、本年12月20日に完成の予定となっております。次に、建築事業の由仁町公営住宅中央団地駐車場等外構工事は、8月15日に完成いたしました。なお、入居につきましては、今月1日から順次開始しているところであります。

次に、第5点目は、マイナンバーの総点検についてであります。9月7日付北海道新聞朝刊の1面に個別データを点検する自治体、その見出しの道内26市町村に由仁町が掲載されました。問題のデータは児童福祉法による障害児通所支援に関する情報についてであります、当町においては該当者がいない旨を報告しておりましたが、国の判断ではひもづけ作業における本人確認が不十分であるという指摘を受けたところであります。町民の皆様、議会議員の皆様にご心配をおかけしたところでございます。なお、当町と同様の事例が登別市においても発生した旨、9月8日北海道新聞朝刊のウェブ版にも掲載されたところであります。

行政報告は以上5点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和5年第2回定例会以降の教育行政諸般について2点報告いたします。

令和5年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月18日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校

は国語、算数の各2教科、中学校は国語、数学、英語の各3教科を調査するほか、生活習慣や学習環境等に関して調査を行っております。また、英語については4年ぶりに実施されたところであります。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきましては全国平均には達していないものの、その差は小学校の算数、中学校の数学と英語の3教科で縮まり、調査を開始してから初めて全ての教科で差が2ポイント以内になるなど改善傾向が見られております。

次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては算数では0.5ポイント全国平均を下回る結果となっておりますが、国語につきましては0.8ポイント上回る結果となっております。また、全道平均と比べると国語は2ポイント、算数は1ポイント上回る結果となっております。中学校につきましては、国語が5.8ポイント、数学は5ポイント、英語は10.6ポイント、英語の話すことにつきましては0.4ポイントいずれも全国平均を下回っております。また、全道平均と比べると国語が5ポイント、数学は3ポイント、英語につきましては9ポイントいずれも下回っております。教育委員会といたしましては、各学校に対して調査結果の分析を進めるよう指示するとともに、分析結果に基づいた実効性の高い取組を進め、学力向上に向けた改善策を講じるよう指導しております。既に中学校からは文章の読解力不足を補うため朝読書の徹底や、家庭学習の時間が少ない現状を踏まえ、学習の習慣化を図るため1人1台端末のさらなる活用など対策を検討していると報告を受けたところであり、小中学校と教育委員会が連携しながら進めているところであります。

第2点目は、教育関係行事についてであります。社会教育関係行事であります。7月16日、伏見台球場などを会場に第33回全町自治区対抗ソフトボール大会を行いました。昨年より1チーム少ない全9チーム、総勢150名の選手が出場したところであります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問におきましては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 通告に従いまして、1点ご質問させていただきます。

猛暑への対応策についてでございます。今年の夏は道内でもこれまでになく猛暑日が多く、各地で熱中症警戒アラートが発せられるなど、まさに異常気象と言える状況です。当町では、公共施設等への冷房設備の設置は進んでいないのが現状であります。各公共施設の耐用年数や改修の時期、費用など新たな設備投資に対する判断は町にとっては厳しいものであると思っておりますが、特に今年の暑さは命の危険を感じるほどであり、町立診療所や学

校施設には早急に冷房設備の設置が必要だと強く感じました。また、役場庁舎やげんき館、ゆめつく館などには全館でなくても一定の冷房設備を整備して、クーリングシェルターとして住民らに開放することも必要ではと考えるところであります。今後町として各公共施設等への冷房設備の設置に向けて検討を進める考えがあるのか町長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の猛暑への対応策についてのご質問にお答えをいたします。

今年の夏は、北海道では最高気温が30度を超える真夏日が連続40日以上を記録し、かつ湿度が高く、乾燥した涼しい夏の北海道とは打って変わり、とても暑い夏となりました。札幌管区気象台の分析では、太平洋高気圧に覆われた日が多く、また南からの暖かい空気が流れ込む日も多かったため、気温が記録的に高くなったと発表されたところでもあります。来年以降も同様の暑さが続くかは不明であります。これまでの北海道の夏の様相とは変わっていくのかもしれませんが、議員ご指摘のとおり、公共施設の冷房設備については整備しておりませんが、今年のような異常な暑さから命を守るためには、熱中症リスクが高いとされる町立診療所や学校施設などへの冷房設備の設置は必要であると考えているところでもあります。しかしながら、冷房設備の設置は埋め込み式の場合、これは建物全体を冷房するというものでありますが、あくまでも概算であります。町立診療所では1億円、学校では2校で1億1,000万円、健康元気づくり館では4,500万円、役場庁舎においては約3億円となり、仮に簡易的に家庭用のエアコンを各居室に設置する場合には町立診療所では約2,000万円、学校では約2,200万円、健康元気づくり館では2,600万円、役場庁舎においても約1,800万円程度と多額な費用を要すると試算したところでもあります。全ての施設に一度に冷房設備を整備するのは財源的にも非常に難しいと考えておりますが、今後は補助金や有利な起債など財源の確保に努め、優先順位を見極めて、設置に向けて前向きに検討してまいります。

また、ご質問のクーリングシェルターにつきましては、町民が熱中症などの健康リスクから避難する手段となり得ることから、今後の公共施設の冷房設備の整備状況に応じて、施設が空いている場合には町民へ開放することについて、その利用方法の周知などについても併せて検討してまいります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長が言っていた、私も確かに財源的には大変厳しいと思いますけれども、やはり命の問題、町長。命のかかってくる。ですから、全部が全部やれとは言っていませんから、せめて病院なら病院、熱中症の患者が運ばれたら涼しい箇所1か所。今町長言っていますけれども、由仁町には避難所が17か所あるのです。これは知っていると知っているけれども、それは、いろいろ災害あったり何かしたときの避難所が17か所。そして、私が言っているのは、全部が全部やれというのは難しい話だから、せめて1か所ぐらいずつ避難所をとるか、涼しいところがあったら町民が過ごせるようなところがあ

るのでないかな、そういう考えの下で、全部が全部やれとは言っていないので。

それと、今このとおり国の方針から、国から2030年度を目標にして熱中症死亡者を半減にするよなということ、目標値が出されています、概要が。それで、この予算を、これを見るとエアコンつけたりなんかするにはちゃんと予算がつきますよということであるので、これもしっかりと踏まえて、まずやってもらいたいと思うのです。それで、町長がさっきも言いましたように、子供たち、今熱中症にかかるのは15歳以下と65歳以上が熱中症にかかるか、そういう体温の温度管理をできない人にかかる率が高いのです。実際問題、町長知っていると思うのだけれども、熱中症の死亡率がすごく今、北海道でも十何人しか亡くなっていないのですけれども、これ心筋梗塞なんかには比べたらはるかに数字低いのですけれども、まずこの間でないけれども、伊達の小学校で女の子が熱中症で死んだと。そしたら、泡食って伊達の小学校は全教室にクーラーつけていた。何かあったら遅いのではなくて、町長、まずこれ学校問題でもひとつ町長にお願いしたい。学校で、まず1つ、これは教育長かもしれないけれども、小学校、中学校でこういう問題で今、我々前回網戸をつけることに、網戸つけましたけれども、網戸だけで設置できない。扇風機も使っているいろいろやっているのだけれども、まず網戸だけでなく、熱中症アラートが出たときに果たしてそれは対応できないと思うのです。そのときにどこか一か所でも、小学校なら例えば保健室でもいいし、どこかの一か所でもいいから、まず家庭用のエアコンでもいいから、つける気は、町長、ありますか。その辺ちょっとどうですか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 町長でいい。教育長ですか。

（何事か言う声あり）

○町長（松村 諭君） 教育長。私でなくて。

（何事か言う声あり）

○町長（松村 諭君） では、私がお答えします。

佐藤議員から2回目の質問でございました。財源の確保についてでございますが、国が今2030年を目標とする新しい制度等につきましては、しっかりと調査をして、そういったものを活用して、整備に向けて、これ今整備をしますと今の段階でちょっと断言することはできませんので、前向きに検討をしてみたいと思っているところでございます。

また、どこをどのようにやるかということについては、実施の方向性が決まった段階で各学校、病院等とも協議をさせていただいて、どこが一番緊急性を要するのか、総合的に勘案しながら進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 教育長、何かございますか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 佐藤議員からの再質問についてお答えします。

まず、学校から要望があったかどうかということですが、これまで、佐藤議員もおっしゃいましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策で整備した扇風機とか網戸で、窓を開けることで、窓を開けて授業することで夏の暑さ対策になるというふうに考えておりましたけれども、今年の異常な猛暑にあっては扇風機や網戸があってもなかなか耐え難く、学校から冷房設備の要望はございました。来年度以降も今年度と同様の猛暑が続く場合は学校における冷房施設は必要であるというふうに考えておりますが、町長も言われましたとおり、財源も限られておりますので、優先順位もつけてということですので、まず来年度に向けては学校側と熱中症アラートが出たときの臨時休業の基準とか、それから夏季休業期間の設定時期の見直しなども含めて協議をしたいと考えております。

また、学校施設内でも優先順位をつけることや簡易的な冷房機器で役割を果たすかどうかということも含めて確認しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長、先ほどから言っていますけれども、まず私は病院だと思うのです。病人が病院行って病気になってしまったらどうもならない話ですから、まず病院の1か所、どこか涼しいところをつくるべきでないかなと私は思っています。

それから、今町長がおっしゃるように、検討してやってくれるという話ですから、私は安心してはいますが、これからは本当に町民の生命を守るためにはもっとしっかりやってもらいたいと思う。

それで、最後になりますけれども、町長、学校法人由仁学園、それからじいりこども園、三川保育園、それから学童保育、この人たちにも学校のとおり冷房施設というか、クーラーとかなんとかをつけていただきたいと思っていて、その要望をしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 議長からお許しをいただきましたので、佐藤議員のご質問に対しては真摯に受け止めて、対応してまいりたいと思っております。これ私どもの行政事務の進め方が後手に回った感があるのです。今回のこの猛暑、誰も想像できなかったのであります。これは、暑さだけのせいではないと私は考えております。先輩議員はご承知かと思っておりますが、例えば町立診療所の場合は建物が非常に老朽化しておりまして、できるだけ早い時期に建て替えを進めていかなければならないところであります。そのときに果たして1億円以上の金を投資して、もちろん命の問題はありますけれども、投資して、エアコン整備するかということは、これは私の政治判断をどうするかというふうになるのであります。

これと同じことが実は、30年前でしょうか、20年前でしょうか、町内でありました。というのは、集落排水事業、いわゆる下水道事業が供用開始になりました。供用開始になってすぐのときは、下水道に接続する家庭が非常に少なかったものですから、それはよかったのでありますが、どんどん接続する家庭が増えてまいりました。住宅を新築する方、あるいは合併処理浄化槽を製作する方、改修に併せて一般の家庭の下水道というのはどんどん普及していったのです。5割、6割と増えていきました。そうすると、当時一番古かった由仁保育園、改修に向けて、まだ改修計画もない段階で由仁保育園どうしようかという議論をしているときに、由仁保育園だけはいわゆるくみ取り式のトイレだったのです。子供たちが自分の家に帰れば、トイレは水洗だったのです。ところが、保育園に行くと保育園はくみ取り式で、先生、お母さん、お父さん、保育園に行ったらトイレがおっかないと、そういう声が小さな子供たちから聞こえてきたのです。それと同じことが今学校でも恐らく起きていると私は考えています。お子さん方、皆さん小さいですから、住宅を新築された方、もはや北海道では一般家庭でもエアコンをつけるのが当たり前というか、どんどん増えています。自分の家に帰ればエアコンが効いていて、涼しい環境の中であって、学校に行けば物すごく暑い中で授業を受けなければならぬという。行政の対応と自分のいわゆる家庭環境の差が今回のこの猛暑ではっきりと現れてきたのではないかと私は思っているところであります。ですから、来年しっかりとお金を確保して、一度にというわけにはいきませんが、少しずつ整備を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（後藤篤人君） それでは、次の質問者、東君の発言を許します。

東君

○3番（東 貴之君） まず1点目に、新たな体育施設の考え方について問います。

昨年町民会館が休館となり、現在学校施設を活用しながら町民の体育活動の場を確保している状況にありますが、一部のスポーツ機能が満たされない現状もあります。町長は、今年度の町政執行方針の中でスポーツ、防災機能を備えた公園設備の基本構想の準備に取りかかることを述べられておりました。現段階でどのような考えをお持ちなのかお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員の新たな体育施設の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

町民体育館は、設備の故障のため昨年から休館しております。その補完として、由仁小学校の体育館を町民に開放しているところでありますが、ご指摘のとおり小学校の体育館のため一部の競技においては対応が難しく、利用できない競技、スポーツもあるところであります。

さて、さきの第2回定例会におきまして私の執行方針として申し述べましたスポーツ、防災機能を備えた公園整備については、まず核となるスポーツ施設の規模や内容、そして

それに付随する防災機能など必要な情報収集や先進地視察等を行いながら、当町に適した施設となるようしっかりと見極めながら準備に取りかかってまいりたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 東君

○3番（東 貴之君） それでは、今後更新という方向性があるのであれば、ただ防災とスポーツの二面的な機能だけではこれまでの体育館同様に利用密度が低い施設になると思われれます。多様なスポーツや活動が行え、かつ常に町民が集い、交流できるような付加価値を持った斬新的なアイデアを盛り込んだ施設の構築を望むところであります。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 議員ご指摘のとおり、防災機能を備えた施設である以上は稼働率が高く、いざという場合に確実に即応できることが大前提と考えております。スポーツや防災機能はもとより、多くの町民が平時から足を運んでくれるような、そのような施設となることを目指しまして、間もなく迎えますが、先進地視察やネットワークを駆使して斬新的な施設にすべく担当に指示をしているところであります。

○議長（後藤篤人君） 東君

○3番（東 貴之君） 最後になりますが、現町民体育館には避難物資等が保管されていると思えますが、現在休館のため電気も通っていない、管理もされていない状況だと思われれます。一刻も早い着工を重ねて望み、以上で終わります。

○議長（後藤篤人君） 答弁はいいですか。

○3番（東 貴之君） いいです。

○議長（後藤篤人君） いいですか。

東君

○3番（東 貴之君） 2点目ですが、ラピダスの千歳進出について問います。

ラピダスの千歳進出が決まり、日々テレビや新聞等でいろいろと報道されている中、私は近隣市、町にもたらす新たな人流や経済の活性化につながるのではないかと注目しています。立地的にも恵まれている由仁町において、今後の動向を視野に入れ、当町にもたらす恩恵にも期待するところでありますが、町長はこの件に対して今後をどのように見ておられるかお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員のラピダスの千歳進出についてのご質問にお答えをいたします。

ラピダス社の進出に係る投資総額は約5兆円規模と言われ、関連産業も含めて大きな経

済波及効果が期待されているところでもあります。前例のない巨大で未知数なプロジェクトであること、また現段階でのラピダス社からの情報があまりにも少なく、今後当町にどのような影響を及ぼし得るかは現時点では確固たることは申し上げることができません。

5月の22日、千歳市におきまして周辺自治体や関係者などを対象に開催されました北海道における次世代半導体プロジェクト説明会及び工事計画等説明会に参加をいたしました。その後周辺の20市、町で構成されました北海道次世代半導体産業立地推進連絡協議会市町村ネットワークに参画するなど、ラピダス社及びその関連企業との適切な情報把握や共有に努めているところでございます。

ラピダス社は工場建設などの作業員が約6,000人、稼働後の従業員は1,000人規模と予想されていることから、千歳まで至近距離にあり、自然豊かで広い敷地が取れる住宅敷地を求める外国人技術者、外国人技術者であります、高所得者層がターゲットとなる定住に期待することができるのではないかと考えているところであります。

私答弁の中で周辺の22市、町を20市、町というふうに申し上げました。訂正をさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 東君

○3番（東 貴之君） 私のほうから最後に、ラピダスは2025年仮稼働、2027年本格稼働に向けて起工していますが、今から4年後と長期間にわたりますが、今後も進捗状況に注視していただき、由仁町発展へのチャンスがあれば確実につかんでいただくことを望みまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、中村君の発言を許します。

中村君

○7番（中村隆浩君） 私のほうから1点質問させていただきたいと思います。

内容といたしましては、GIGAスクール構想とICT教育に関わるタブレット端末の活用についてということで質問させていただきます。文部科学省がICT教育によるGIGAスクール構想を令和元年に掲げ、5年目になります。GIGAスクール構想とは1人1台端末、通信ネットワークなどのICT環境を整備、活用をすることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させようとする趣旨となっています。

由仁町では令和2年に機器などを整備し、小中学校では令和3年4月からタブレット端末の利用をしており、新型コロナウイルス感染症が蔓延した頃にはリモート授業や家庭学習などにも活用してきました。しかし、本来のGIGAスクール構想とICT教育では幅広く多様なアイデアを取り入れていくことが必要と考えられます。

そこで、教育長にお伺いいたします。由仁町におけるICT教育の今日までの取組状況と今後の構想、また今現在の児童生徒、保護者や教職員の理解について教育委員会ではどのように認識しているのでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 中村議員のG I G Aスクール構想とI C T教育に関わるタブレット端末の活用についてのご質問にお答えします。

当町でのG I G Aスクール構想に関する取組の経過でございますが、中村議員のご質問の中で触れられているとおり、令和元年度に文部科学省から示されたG I G Aスクール構想は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一つとして、令和2年度に実現の前倒しが発表され、臨時休業中、家庭でオンライン教育ができる環境の構築が急がれました。当町においても文部科学省の補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境が整備され、令和2年度末にハード面での環境が整いました。

一方、I C Tを活用した新しい時代の教育にはハード面だけではなく、ソフト面の環境充実も重要なことから、令和3年度から専門的知識を持った人材、G I G Aスクールサポーターを地域おこし協力隊として小中学校に配置しているところであります。1人1台端末の導入によって教師中心の一方的な説明型の授業ではなく、教師と児童生徒の双方向型の授業、児童生徒同士のグループワーク、子供たちが課題を解決するために自ら必要な情報を検索し、プレゼン資料を作っていく学び方など、小中学校とも積極的に活用しております。例えば町内企業と連携したドローンを活用したプログラミング教育、体育の授業における1人1台端末のカメラ機能の活用、出席停止者の家庭や体調不良時の保健室でのリモート授業など個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて積極的に取り組んでおります。

また、保護者向け学校だよりなどのデジタル配信など、利活用は多岐にわたっております。今後においては、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習への利活用を進められるよう学校並びに保護者と協議、連携しながら進めていきたいと考えております。

さらに、将来に目を向けると、外部講師との遠隔授業の導入などフィールドにとらわれない教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、I C T教育の推進にはさきに述べたソフト面の充実が欠かせません。児童生徒に対しては機器の扱い方も含め、情報を正しく読み解き、正しく活用する能力を高める教育、いわゆるリテラシー教育を行い、インターネットの情報を正しく理解し、情報を取捨選択できるよう指導しております。

今後も児童生徒をはじめ教職員、保護者も含めてリテラシー教育や情報モラル教育の重要性を今まで以上に発信し、理解を深めていく必要があると考えております。創造性や問題解決能力を育む教育の推進の実現には、I C Tを活用した学習は必要不可欠です。授業以外でも成績処理や各種調査物などI C Tの活用により教員の負担軽減に向けた活用も含めて、教育委員会と学校が連携してG I G Aスクール構想の実現に向け進めていきたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 今の教育長の説明に関しまして理解がある程度できたと思います。また、卒業生、前の、今は高校生になるのですが、少しでも触っていたことによって生かされている部分があるというふうに私も保護者等を通じて聞いておりますので、やはり一年でも早く携わっていたことが非常によかったのかなというふうに思っております。

そこでなのですが、再質問なのですが、タブレット端末の活用するために、10年置きに教育委員会が発行している副読本「わたしたちの由仁」がそろそろ更新の時期になるのではないかというふうに思っているのですが、これは小学校の社会科の授業で使用されている由仁町のことを学ぶための本を発行していると思いますが、私はこれを、例えば副読本を、次回発行分を、書籍として出すのもあれなのですが、タブレット端末にもデータや動画などを取り入れ、身近に活用できるようにしてはどうかと思うのですが、それについてお伺いしたいのですが。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

社会科副読本につきましては、前回の発行が平成25年度となっており、10年経過し、議員のご質問のとおり、更新時期を迎えており、次の更新は令和6年度末の完成を見込んでいるところであります。まず、副読本ですが、学習指導要領では小学校3年生、小学校4年生の社会科において居住する地域について学習することということで述べられております。自分たちの住む郷土の歴史や文化を学ぶことは地域の人たちとの触れ合いや交流を通じて豊かな人間性と社会性を育むこととなります。グローバル教育の出発点であるというふうに考えております。社会科副読本は、単に学校の教科書を補完するだけではない必要不可欠なものであります。議員もご承知のとおり、児童生徒を取り巻く学習環境はICTの進化に伴って大きく変化しております。1人1台端末の活用により教科書やドリルのデジタル化が進んでいるのと同時に、社会科副読本においても全面改訂に合わせてデジタル化の形式を選択する自治体もございます。タブレット端末を活用したICT教育を進めている現在、来年度完成を目指す社会科副読本の作成に当たってはデジタル化による方策を最優先に検討するものであり、学校教育のみの活用ではなく、ウェブで公開し、多くの方々にデジタル社会科副読本を通じて由仁町を知るきっかけづくりにも活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 今の教育長の説明、すごく分かりました。

それで、このタブレット端末というのは分からないことは、皆様、最初は仕方ないことだと思うのです。やっぱり分かろうとしないということが一番問題点ではないかなというふうに思っています。一人一人が置いていかれることなく、皆さんと共に学ぶということは、教えるということも学びの一つだと思うので、私は共に学びながら進んでいただきたいなと思いますし、またタブレット活用におきましてはメリット、デメリットというのは

必ずそのとき、そのときにあると思います。その中で子供たち、保護者、教職員の声をしっかりと受け止めて、雲の上の協議になることなく、町全体が活用の一助となれるよう望みまして、私の一般質問とさせていただきます。答弁はよろしいです。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和4年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和4年度由仁町水道事業会計決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定いたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 令和4年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度由仁町水道事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） ただいま町長から提案理由の説明がありました。なお、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されておりますので、お手元に配付しております。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く7名とし、これに付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、7名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、浮田孝雄議員、2番、加藤重夫議員、3番、東貴之議員、5番、野市裕司議員、6番、佐藤英司議員、7番、中村隆浩議員、8番、早坂寿博議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時03分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に佐藤君、副委員長に加藤君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第8 議案第1号

○議長(後藤篤人君) 日程第8、議案第1号 由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第1号 由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、住み慣れた地域で自分らしい日常生活を最期まで継続することができる地域包括ケアシステムの実現を目指すため、基本理念及び施策の基本となる事項などを定めようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君) 議案第1号 由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、高齢化が進む中、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者などについても増加するものと推測され、既存の介護施設や介護サービス等では支え切れなくなることが懸念されます。高齢になり、医療や介護が必要な状況になっても住み慣れた地域で自分らしい日常生活を最期まで継続することができるよう医療、介護、介護予防、住ま

い及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、関係機関との連携強化と町民への啓発を強化していくため、基本理念と町、町民、医療、介護等関係者それぞれの責務及び町の基本的施策等を定めようとするものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書の1ページをお開き願います。由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例。

第1条は目的であります。地域包括ケアシステムを推進し、発展させるための基本理念及び施策の基本となる事項を定めることなどを本条例の目的として記載しております。

第2条は定義であります。2ページをお開き願います。

第3条は基本理念であります。地域包括ケアシステムの推進は、子供から高齢者、障害者をはじめ全ての町民がお互いの人格を尊重し、支え合いながら日常生活の自立支援を図ることを目的とする。地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく。町及び町民、医療、介護等関係者が自助、互助、共助及び公助に基づきそれぞれの役割を理解し、協働して構築することを本条例の基本理念として規定しております。

3ページを御覧願います。第4条は、町民の役割であります。町民は生きがいと役割を持ち、お互いに助け合い、尊重し合い、また健康の維持及び疾病、介護予防に努めることを規定しております。

第5条は医療、介護等関係者の役割であります。医療、介護等関係者はそれぞれの役割を十分認識し、協働して在宅医療、介護等を一体的に提供できる体制を構築するよう努めることを規定しております。

第6条は町の責務であります。町は地域包括ケアシステムを推進するために施策を総合的かつ効果的に実施すること、施策の企画、立案、実施等に当たり町民及び医療、介護等関係者と連携し、協働して推進すること、地域包括ケアシステムを推進するため必要な支援を行うこと、町民及び医療、介護等関係者から施策に関し意見を聞く機会を確保することを町の責務として規定しております。

4ページをお開き願います。第7条は基本施策であります。町は第1条の目的を果たすため医療及び介護が必要な場合に在宅医療、介護等を切れ目なく提供するための施策、町民の認知症に対する正しい知識と理解を浸透させ、認知症の人またはその家族を支える施策、要支援、要介護状態を予防するための施策、町民の主体性を生かした生活支援等サービスの体制を整備する施策、地域で培ってきたコミュニティの力を生かした社会的孤立を防止するための施策、地域医療と介護の連携を推進し、それぞれの機能が継続、発展できるように必要となる施策を基本施策として規定しております。

第8条は、財政上の措置であります。施策を計画的かつ効果的に実施するため必要となる予算の確保に努めることを規定しております。

第9条は、地域包括ケアシステム連携推進会議であります。施策を計画的かつ効果的に推進するため、関係機関の代表者等で構成する地域包括ケアシステム連携推進会議を設置することを規定しております。

第10条は委任であります。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則であります。この条例は、令和5年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第2号 令和5年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では庁舎照明器具LED化工事及びゆにガーデン空調機改修工事並びに令和4年度事業に係る国及び北海道への返還金の計上などで、歳入では地方交付税の増額、繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和5年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第3号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では令和4年度の特別交付金に係る返還金の計上、歳入では繰越金の計上及びこれに伴う財政調整基金繰入金の減額であります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤篤人君） 住民課長
- 住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

- 議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第4号

- 議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護給付費準備基金積立金及び令和4年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の計上で、歳入では繰越金の計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第5号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医療機器借りに係る費用の追加などで、歳入では新型コロナウイルス感染症対策に対する道支出金の追加、繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議案第6号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では診療所への施設管理負担金の減額、歳入では繰越金の計上及び一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の

変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、組合を組織する団体に後志広域連合が新たに加入することに伴い、組合格約の変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、後志広域連合が新たに組合に加入しようとするものであることによるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第7号資料を御覧ください。右側が現行の規約、左側が改正案となっております。

別表第2号の改正で、後志管内の項、一部事務組合及び広域連合の欄に後志広域連合を新たに加えようとするものであります。

附則であります。改正規約は総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長(後藤篤人君) 日程第15、議案第8号 ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事につきましては、8月28日に入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第8号 ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事請負契約の締結について、内容の説明をいたします。

この契約は、令和5年度農業集落排水事業特別会計予算に措置しておりました集落排水施設建設費について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事です。契約の方法は、別紙議案第8号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は8,151万円です。なお、議案資料の入札金額につきましては、消費税及び地方消費税額を除いた金額であります。契約の相手方は、菱中・松村経常建設共同企業体、代表者、苫小牧市錦町2丁目6番22号、菱中建設株式会社苫小牧本店常務取締役本店長、岩谷高志です。

この工事は、1級河川ヤリキレナイ川の改修に伴い、道道札幌夕張線を横断している横断管が橋梁へと架け替えられることから、現在埋設されている下水道管が支障となるため、布設替えを行うものであります。

なお、落札率でございますが、98.4%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は令和6年3月15日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 ヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第9号 町民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 町民プールの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設であります町民プールについて、現在の指定管理者であります株式会社ブシロードウェルビーが会社を分割し、プール事業を行う株式会社ソプラティコを新設するとして、指定取消しの申出があったことから、本年9月30日をもって指定の取消し決定をしたところであります。10月1日以降の指定管理につきましては、新設会社であります株式会社ソプラティコに管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る8月23日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただいたところであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを

申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第9号 町民プールの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

町民プールにつきましては、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第3条の規定により新たに指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、町民プールであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、北海道小樽市花園4丁目17番3号、株式会社ソプラティコ代表取締役、大場隆志であります。

3、指定管理期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までの2年6か月であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第4条に掲げる町民プールの使用許可、使用料の徴収や施設等の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります株式会社ブシロードウェルビーの事業内容について株式会社ソプラティコがそのままプール運営を引き継ぎ、子供たちや高齢者の健康増進事業を実施し、町内の雇用者も守られることから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤議員

○6番（佐藤英司君） 指定管理者が替わったということでございますけれども、そこで指定管理者選定委員会を開いて、指定管理のいろいろ話あったと思うのですが、そのときに指定管理者たちから何かご意見がありましたか。あったら、その辺ちょっと聞きたいのですが。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君） 今の会議の内容ですけれども、私が指定管理者選定委員会の委員長でありますので、私のほうからご回答したいと思います。

特に、ちょっとしたいろんな質問はありますけれども、基本的には選定委員会としてはオーケーという返事をいただいているところであります。

○議長（後藤篤人君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 町民プールの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(後藤篤人君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月12日から9月14日まで休会とし、9月15日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(後藤篤人君) 皆さんに連絡いたします。

9月15日の開議時間は午前9時30分からいたしますので、時間までにご参集願います。

それでは、ご苦労さまでした。

◎延会 午後 1時54分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

8 番 議 員 早 坂 寿 博

1 番 議 員 浮 田 孝 雄